

平成24年10月 1日

亀岡市議会議長 木曾 利廣 様

発議者 立花 武子

馬場 隆

田中 豊

並河 愛子

苗村 活代

#### 意見書案の提出について

別紙意見書案を当市議会の議決をもって、それぞれの宛先に提出されたく、亀岡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

## 子ども・子育て新システムの導入に反対し、 現行保育制度の拡充を求める意見書（案）

現在、国は子ども・子育て新システムの導入をめざして、2012年1月末にその論議を終了し、「子ども・子育て新システムに関する基本制度のとりまとめ」を公表しました。

「子ども子育て新システム」は、保護者は自治体から認定証をもらい、それを持って自分で保育園を探すという直接契約、利用者補助などを柱とするしくみです。認定証には、収入や仕事の区分、母子・父子家庭など、プライバシーに関することが書かれており、入園申し込みの際には、それを施設に提示しなければなりません。営利企業を含め、多様な事業者の参入が図られますので、プライバシーの保護もままならないといわざるを得ません。また、保育料の徴収も園に任せられますので、園は収入が高く、徴収が簡単だと思われる子どもの入園を優先するということになりかねません。

そうすると、最も保育を必要とするDV被害者や障害があるなど、リスクのある子どもは保育からも見放されることとなります。施設には、応諾義務があるとされていますが、やむをえない条件があれば、断ることができるとされていますので、さまざまな理由をつけて断ることは可能です。

現行保育制度は、国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障を制度の柱にしており、子どもたちの保育を受ける権利を保障してきました。

しかし、新システムは、国の責任を市町村に委ねるだけでなく、児童福祉法24条に基づく市町村の保育実施責任を大幅に後退させるものであり、子どもの福祉よりも経済効率が優先され、保育の地域格差が拡大しかねません。家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルにも、格差が生じることとなります。

よって、国に対し、「子ども・子育て新システム」による保育制度改革を行わず、現行保育制度の拡充のため、下記の事項の実現について強く要望いたします。

### 記

- 1 国及び市町村の公的保育責任を後退させる「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革ではなく、すべての子どもの健やかな育ちを保障するために、児童福祉法2条、24条に基づく現行保育制度を堅持・拡充すること。
- 2 市町村の保育実施責任をなくし、直接契約、利用者補助を原則にする「子ども・子育て新システム」は撤回すること。
- 3 国の責任において緊急に認可保育所の整備を行い待機児童の解消を図ること。地方自治体が待機児童解消に向けた取り組みができるよう、国が必要な支援と財政措置を行うこと。
- 4 保育所・幼稚園学童保育及び子育て支援関連予算を大幅に増やし、子育てにか

かわる経済的負担の軽減を図ること。

- 5 保育の質の低下につながる保育所の国の基準の引き下げは行わず、国の責任において維持、改善すること。
- 6 幼保一体化など保育・幼児教育の制度設計に当たっては、地方自治体、保育・幼児教育関係団体保護者等から十分な意見聴取を行い、慎重な検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年10月1日

|                  |   |   |
|------------------|---|---|
| 衆議院議長            | } | 宛 |
| 参議院議長            |   |   |
| 内閣総理大臣           |   |   |
| 内閣府特命担当大臣（少子化対策） |   |   |
| 総務大臣             |   |   |
| 財務大臣             |   |   |
| 文部科学大臣           |   |   |
| 厚生労働大臣           |   |   |
| 国家戦略担当大臣         |   |   |

亀岡市議会議長 木曾 利廣